

多様化する保育ニーズに応え 保育サービス全体の活性化を図る 市立保育所保育業務の受託者を募集

平成 21 年 10 月 21 日

京丹後市役所

市では、京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会から「保育所の運営と施設の適正配置について」の答申を受け、これに基づき、「京丹後市保育所再編等推進計画」及び「市立保育所の社会福祉法人営化についてのガイドライン」を策定し、審議会及び京丹後市保育事業者選定委員会のご意見を伺いながら、**低年齢児保育や延長保育などの多様化する保育ニーズに応えるとともに、保育サービス全体の活性化を図るため、市立峰山保育所並びに市立網野保育所を認可保育所の運営に実績のある社会福祉法人に運営を委託することにしました。**

今回の運営委託にあたり、低年齢児保育や土曜日の午後保育、休日保育、延長保育など保育サービスの拡充を図ることを予定しています。

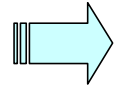
また、募集要項については、選定委員会で検討いただいたものを基に定めたものです。

募集の広報は、きょうたんご おしらせ版（10 月 23 日号）及び京丹後市ホームページに掲載してお知らせします。なお、募集要項及び申込書の配布は、期間を定めて、市民部子ども未来課（大宮庁舎）で配布します。（京丹後市ホームページから期間中にダウンロードできます）

- 運営の委託をする施設
京丹後市立峰山保育所（京丹後市峰山町杉谷 283）
京丹後市立網野保育所（京丹後市網野町網野 721）

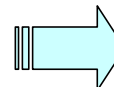
運営を委託する法人の公募条件

申込の資格



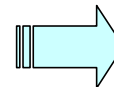
- 厚生労働省近畿厚生局の管轄する地域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）において、児童福祉法第7条に規定する認可保育所を申込日現在継続して3ヶ年以上運営している社会福祉法人
- 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を有していること
- 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがなく、収益事業を行っている場合は、市町村税及び公共料金を滞納していない

委託契約期間



平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間

事業運営に伴う経費



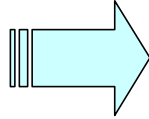
国が定める当該年度、当該地域区分により算出した児童福祉法第51条第1項第4号の規定による保育所運営費基本分保育単価、採暖費等の額を基準として算定した額を委託料として支払います

委託業務の概要 （基本的事項）



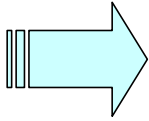
- 保育内容 … 保育所保育指針を基本とし、現在の保育内容を尊重して保育を行うこと
- 開所時間 … 延長保育時間を含めて、午前7時から午後7時までの12時間とする（さらに保育時間を延長して実施する場合はこの限りでない）
- 休所日 … 日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
（休日保育実施の場合は年間を通じて開所すること）

委託業務の概要
(特別保育)



- 乳児保育
- 延長保育
- 一時預かり
- 休日保育
- 夜間の延長保育
- その他の保育

選定の基準

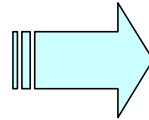


(市立保育所の社会福祉法人営化についてのガイドラインから)

保育の質を維持向上できる事業者を選定する

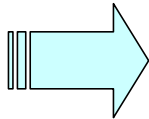
- 児童福祉の理念、公共性、公益性をもった事業者
- 子どもの発達・育ちを重視し、子どもを中心とした保育を実施している事業者
- 質の高い職員が確保される事業者
- 職員の人材育成や保育所運営への職員参画がなされている事業者

申込期間ほか



- 募集要項の配布期間
11月2日(月)～11月13日(金)
- 募集要項及び申込書類の配布場所
京丹後市市民部子ども未来課(大宮庁舎)
※ 配布期間内は市ホームページからもダウンロードできます
- 申込期間
11月30日(月)～12月7日(月)
- 募集説明会
11月16日(月) 受付時間:午後1時～1時30分
- 質疑応答
11月16日(月)～11月24日(火)
※ 郵送又はファックスのみ受付。回答はファックスで。

選定の基準



保育事業者選定委員会の審査に付し、最も適当な申込者を受託者として決定する

選定結果は、平成22年3月10日(水)までに通知する

京丹後市立保育所保育業務受託者募集要項

京丹後市では、多様化する保育ニーズに応えるとともに、保育サービス全体の活性化を図るため、「市立保育所の社会福祉法人営化についてのガイドライン」に基づき、民間委託による保育を実施します。

今回、運営を委託する社会福祉法人（以下「法人」という。）を特定するに当たり、豊富な経験と優秀な実績による保育を行う事業者を公募により選考することとしましたので、受託希望法人は、以下の要項により申込みください。

1. 委託する施設（添付：概略図面）

施設の名称	京丹後市立峰山保育所
施設の所在地	京丹後市峰山町杉谷283番地
施設の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 構造、規模 : 鉄骨造平屋建て・ 敷地面積 : 6,641 m²・ 延床面積 : 1,589 m²・ 保育室、遊戯室、ほふく室、調理室、事務室等・ 定員 : 150名

施設の名称	京丹後市立網野保育所
施設の所在地	京丹後市網野町網野721番地
施設の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 構造、規模 : 鉄筋コンクリート造平屋建て・ 敷地面積 : 2,206 m²・ 延床面積 : 891.32 m²・ 保育室、遊戯室、ほふく室、調理室、事務室等・ 定員 : 90名

2. 委託業務の概要

(1) 基本的事項

- ① 保育内容 保育所保育指針を基本とし、現在の保育内容を尊重して保育を行うこと。
- ② 開所時間 開所時間は、延長保育時間を含めて、午前7時から午後7時までの12時間とする。ただし、さらに保育時間を延長して実施する場合は、この限りでない。
(通常保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。)
- ③ 休所日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）とすること。ただし、休日保育事業実施の場合は年間を通じて開所すること。
- ④ 障害児保育 障害の程度を問わず実施すること。

(2) 特別保育

- ① 乳児保育
- ② 延長保育
- ③ 一時預かり

- ④ 休日保育
- ⑤ 夜間の延長保育
- ⑥ その他の保育

(3) 給食内容 自所内調理とし、児童の発達状況、摂取状況、アレルギー等に応じて提供すること。

(4) 費用の徴収 保育料は、市が別に定める額とし、市が徴収します。乳児保育を除く特別保育の利用料金は、市と受託者との事前協議において決定します。

(5) 職員配置

- ① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）に規定する職員配置を満たすとともに、現在の峰山保育所・網野保育所における職員配置（下記参照）と同等以上であること。

【職員の配置状況】 ※ 嘱託医は非常勤

	常勤職員	職 種	施設長	保育士	調理員	地域子育て支援センター専任職員	(嘱託医)
		現 員	1	3	1		
峰山保育所	非常勤職員	常勤職員と同様の時間の勤務を行う職員			左記以外の職員		計
		保育士等	調 理 員	地域子育て支援センター専任職員	保育士等	調理員等	
	7			9	2	23	

	常勤職員	職 種	施設長	保育士	調理員	地域子育て支援センター専任職員	(嘱託医)
		現 員	1	4	1		
網野保育所	非常勤職員	常勤職員と同様の時間の勤務を行う職員			左記以外の職員		計
		保育士等	調 理 員	地域子育て支援センター専任職員	保育士等	調理員	
	10			10	3	29	

(参考) 入所児童数 H21.4.1

	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
峰山保育所	86			8	25	23	30
網野保育所	92		8	13	23	32	16

- ② 所長は専任とし、保育実務経験20年以上で、概ね過去3年以上保育所における施設長又は主任保育士等の管理監督職員として経験を有すること。
- ③ 主任保育士は、保育実務経験15年以上の経験を有すること。
- ④ 保育士の配置は、保育実務の経験年数が5年以上の保育士を1/3以上とし、実務経験のない保育士は1/3以下とすること。また、保育士資格を有していれば、幼稚園での経験年数を算入することができる。なお、保育士の年齢構成について配慮すること。
- ⑤ 非常勤の嘱託医を配置すること。

- ⑥ 調理員は、調理師資格を有し、集団給食施設の実務経験を有する者を常勤職員として1名以上配置すること。（ただし、調理業務の全部を委託する場合を除く。）
- ⑦ 栄養士（受託法人の他施設栄養士との兼務や他業務との兼務も可）が専門的な立場で食事指導等を定期的実施する体制を確保すること。
- ⑧ 現在、峰山、網野両保育所で勤務している市臨時職員、非常勤職員から雇用の希望がある場合は特段の配慮をすること。
- (6) 備品設備等
- 受託に必要な備品設備は、基本的に市が準備します。品目等は、事前協議で決定する予定です。
- なお、契約期間中に追加で必要となる備品設備等の整備については、市と受託者で協議し、その負担について決定します。
- (7) 施設の維持管理費等
- 施設の光熱水費や施設維持管理費は、受託者の負担とします。ただし、大規模な修繕等については、市と受託者で協議し、その負担について決定します。
- (8) 施設又は設備の損害
- 受託者の故意又は過失により生ずる賠償責任に対処できるような賠償能力を確保するため、適切な損害保険に加入すること。
- (9) 個人情報の取り扱いについて
- 受託者は京丹後市個人情報保護条例（平成17年3月30日条例第11号）第14条の規定により保育業務運営を行うに当たって保有する個人情報の取り扱いに関して市と同様の責務が課せられます。
- (10) その他
- ① 保護者・受託者・市の三者による話し合いの場の設置
- 受託法人は、市と協力しながら、三者による話し合いの場に参加すること。
- ② 合同保育の実施
- 市職員と受託者職員が合同で保育に当たる期間を、3ヶ月程度を目安として設置することとし、詳細については保護者・受託者・市の三者による話し合いの場で協議、決定する。この間は、市は受託者と業務委託契約を締結し、委託料を支払います。
- ③ 引継ぎに関する詳細事項は、別途、市と十分協議して行うこと。
- ④ 受託運営開始後に、受託者、保護者及び京丹後市職員が参画する「（仮称）三者協議会」に参加すること。
- ⑤ 第三者評価の受審
- 第三者評価の受審については、積極的に行うこと。また、その結果については保護者に公開すること。
- ⑥ 苦情処理対応
- ア. 苦情処理対応マニュアルを作成すること。
- イ. 苦情対応した場合には、苦情の内容、苦情対応結果等について速やかに京丹後市に報告するとともに、対応結果等については保護者に公開すること。

- ⑦ 保育所管理下での児童の災害に対応するため、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済制度に加入すること。
- ⑧ 委託後の保育の質の維持向上のため、研修等の面で市が支援します。
- ⑨ 委託後、受託者の保育内容を逐次、市において確認するとともに、問題が生じた場合には調整に入り、必要な改善指導を行います。
- ⑩ 現在、峰山保育所に設置している峰山地域子育て支援センターについては、引き続き市が運営いたします。

3. 事業運営に伴う経費

国が定める当該年度、当該地域区分により算出した児童福祉法第51条第1項第4号の規定による保育所運営費基本分保育単価、採暖費等の額を基準として算定した額を支払います。

4. 委託契約期間

委託する契約期間は、当初、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間とします。ただし、運営に問題がなければ引き続き契約を予定しています。

5. 申込み

申込みは、1施設あるいは2施設の申込みを可能とします。

6. 申込みの資格

- (1) 申込み日現在、厚生労働省近畿厚生局の管轄する地域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する認可保育所を申込日現在継続して3ヶ年以上運営している法人とします。
- (2) (1) で、かつ保育所の年間事業費の1/2分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- (3) 法人が次に該当しないこと。
 - ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ② 市町村税（収益事業を行っている場合）及び公共料金を滞納している者

7. 申込みの際に提出する書類

- (1) 京丹後市立保育所受託応募申込書【様式1】
- (2) 法人に関する書類
 - ① 登記簿謄本（記載事項全部証明書）
 - ② 定款
 - ③ 法人の事業経歴、概要【様式2-1】
 - ④ 市町村税の納税証明書（収益事業を行っている場合）
 - ⑤ 法人の経営状況を明らかにする書類
 - ア. 予算書（直近のもの）
 - イ. 決算書（過去3ヶ年度）

- ⑥ 役員名簿【様式2-2】
 - ⑦ 職員等就業規則
- (3) 現在運営している認可保育所に関する書類
- ① 保育所規則（管理規程）
 - ② 直近の保育の計画（保育課程、指導計画）
 - ③ 保育実績報告書（過去3ケ年度）
 - ④ 保育所だより等地域及び家庭向け情報提供書類（直近1年間分）
 - ⑤ 献立表（直近の1年間分）
 - ⑥ 苦情処理対応マニュアル
 - ⑦ 第三者評価及び自己評価についての取り組み状況【様式3-1】
 - ⑧ 都道府県が行う指導監査の実施結果及び改善報告書の写し（直近のもの）
 - ⑨ 職員配置一覧【様式3-2】
 - ⑩ 職員研修実績報告書（過去3ケ年度）【様式3-3】
- (4) 運営受託する保育所の運営企画書
- 運営企画書に記載する内容は、次の項目により記載してください。
- ① 保育所運営に当たっての基本的な運営方針及び保育目標について【様式4-1】
 - ② 各年齢に応じた保育内容及び保育課程、指導計画、年間行事計画について【様式4-2】
 - ③ 特別保育の実施及び考え方について【様式4-3】
 - ④ 給食と保健活動（健康・衛生管理）に関する考え方について【様式4-4】
 - ⑤ 事故防止と安全管理に関する考え方について【様式4-5】
 - ⑥ 保育サービス提供に関する検討・評価・反映の方法に関する考え方について【様式4-6】
 - ⑦ その他保育事業、地域との関わり方に対する考え方について【様式4-7】
 - ⑧ 職員の配置と育成に関する考え方について【様式4-8】
 - ⑨ 自由記述（受託後の保育について）【様式4-9】
- (5) 運営経費の見積書等
- 運営受託した場合における3年間の運営経費の見積書（基本分と特別保育分に分けた明細書を添付）
- (6) 提出書類
- 提出書類は、指定するもの以外は任意形式としますが、用紙サイズはA4版とし10部（9部はコピー可）提出してください。
- なお、複数の保育所を運営している場合はそのすべてについて提出が必要です。
- ① 市が必要と認めたときは、追加資料の提出又は提案内容のプレゼンテーションの実施を依頼します。
 - ② 提出書類等は、一切公表しません。ただし、応募事業者名、審査結果等については、情報公開の対象として公表します。
 - ③ 提出書類等は、返却しません。

- ④ 申込みの撤回はできません。また、申込書類の訂正は、軽微な修正を除きできません。
- ⑤ 申込みの書類に不備がある場合は、受付できませんので、期間内の早い時期に申し込んでください。

8. 選定の基準

保育の質を維持向上できる事業者を選定することを原則とします。そのため、事業者の継続性や安定性等とともに、保育所運営上の内容を中心とした審査を行い、より優良な事業者を選定します。

選定に当たっては、以下の点を重視します。

- (1) 児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。

事業者（質問に答えることができる法人職員）と面接を行なうとともに、運営に透明性等の経営体質を確認します。

- (2) 子どもの発達・育ちを重視し、子どもを中心とした保育を実施していること。

事業者が現に実施している保育を実施調査するとともに、保育日誌等により日々の保育状況を確認します。

- (3) 質の高い職員が確保されること。

配置予定職員の募集等を注視するとともに、職員の雇用形態・定着の度合い等を確認します。

- (4) 職員の人材育成や保育所運営への職員参画がなされていること。

職員研修や職員会議等に関する記録、実践を確認します。

9. 選定の方法

- (1) 受託者の選定は、京丹後市保育事業者選定委員会の審査に付し、最も適当な申込者を受託者として決定します。

- (2) 選定結果は、平成22年3月10日（水）までに、すべての申込者に通知します。

10. 申込みを受付ける期間

- (1) 募集要項の配布期間

平成21年11月2日（月）から平成21年11月13日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分）

- (2) 募集要項及び申込書類の配布場所

京丹後市市民部子ども未来課（大宮庁舎）

- (3) 申込期間

平成21年11月30日（月）から平成21年12月7日（月）まで（持参のこと）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分）

11. 募集説明会

募集にかかる説明会を次のとおり行います。また、説明会終了後には対象保育所の見学会をあわせて行います。

なお、説明会に参加しなくとも、受託の申込みはできます。

- (1) 日 時 平成21年11月16日(月) 受付時間：午後1時～午後1時30分
(2) 会 場 京丹後市大宮庁舎4階会議室

12. 質疑応答

募集要項についての質問は、A4版で表紙に「京丹後市立保育所保育業務受託者募集質疑書」と明記し、法人名(住所、電話番号、ファックス番号を明記)を記載したもので提出してください。

(1) 受付期間

平成21年11月16日(月)午前8時30分から平成21年11月24日(火)午後5時15分まで(必着のこと)

(2) 受付方法

郵送又はファックスで京丹後市市民部子ども未来課まで提出してください。

(3) 回答方法

質問者及び募集説明会の出席者全員にファックスで回答します。

(4) その他

回答内容については、必要に応じ、この要項の追加又は修正とみなします。

13. 問合せ及び申込書類提出先等

(1) 問合せ及び申込書類提出先

京丹後市大宮町口大野226番地

京丹後市市民部子ども未来課

電話 0772-69-0340

ファックス 0772-64-5000

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)